

社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常務理事）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、茨城町から派遣された場合及び事務局長が兼務する場合は別途支給しない。
 - (2) 非常勤役員等については、役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。
- 2 常勤役員（常務理事）に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、役員等の費用弁償に関する規程に基づき、費用弁償を行うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員（常務理事）に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 職員の給与に関する規則第13条の3に規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 職員の給与に関する規則に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

常務理事	月額 200,000円
------	-------------

別表2 常勤役員の賞与

常務理事	報酬月額×1箇月分
------	-----------

別表3 常勤役員の退職手当の算定式

常務理事	最終報酬月額×在任年数×支給率
------	-----------------